

はしがき

本書は、会社法で明文規定化された株主平等原則の解釈問題を中心に、株式会社における株主権に関するこれまでの研究成果をまとめたものである。また、会社法を含む商事法の解釈のあり方に関する論文も併せて収録した。

神田秀樹教授による「株式の不思議」という珠玉の論考があるが（『前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷』に所収）、広い意味での株主権の研究をすすめると、改めて、株式・株主の法的地位とはつくづく不思議で謎に満ちたものと思う。本書に収める論考「株主平等原則の謎」は、「株式の不思議」にあやかってネーミングしたものである。

著者は、2004年から2005年にかけて敵対的企業買収防衛策のあり方を中心に議論が行われた企業価値研究会（事務局・経済産業省）の委員を務めたが、同時期には、株主平等原則の明文化を含む会社法の立法過程が最終局面を迎えるとともに、ニッポン放送事件など現実の敵対的買収事案が生起していた。敵対的企業買収防衛策の核心は、ごく単純化すると、現経営陣に敵対的な株主を「差別的に」扱うことに帰結するため、株主平等原則との抵触をいかに回避するかの問題が否応なく浮上することとなる。そこで、2007年に法科大学院に転じた後、最初の研究テーマとして株主平等原則の理論的考察を選択した。本書の第1部には、一連の株主平等原則に関する解釈論を扱う論考を収める。なお、第1章と第2章では一部異なった解釈論が示されているが、第2章（「株主平等原則の謎」）における解釈が、著者の最終的立場を表わしている。にもかかわらず、第1章の論文を——最小限の修正にとどめて——ほぼそのまま収録したのは、学説の展開につき詳しく跡づけられるとともに、著者の思考過程をたどることができるからである。

第2部には、株主権に関連し、財源規制に違反した剰余金配当等に関する規整の解釈問題と、株主の権利行使に関する利益供与に関する解釈問題についての論考を収めた。ともに実務上も関心の高い規律であるにもかかわらず、なお、解釈上の対立点が多いテーマである。文言解釈に忠実に、会社法の条文間

の整合性を重視する著者の解釈手法の一端を示せたものと考える。

第3部には、一転して、機関投資家の議決権行使とソフトローであるスチュワードシップ・コードに関する論考を二つ収める。わが国や英米の株式会社に関する近年のコーポレートガバナンス論は——株主権との関係においては——敵対的企業買収による経営者の規律付けから、機関投資家の議決権行使を通じた経営者の規律付けへとその主軸を展開させてきた。前者は、株主平等原則との関わりが生じるテーマであり、後者では、ソフトローとハードローの関係について興味深い問題提起がなされる。

最後に第4部には、商事法の解釈方法論に関連する論考を二つ収める。第1章では、株主平等原則の解釈論への論及がなされる。また、第2章では、商的色彩論と商事法解釈の方法論の関連について考察される。集団性と個性の喪失を特徴とする実質的意義における商法の範囲では、予見可能性の重視の観点から、文言（文理）解釈を基本とすべきであり、経済政策に立脚する立法論と解釈論を峻別するべきというのが、著者の一貫した姿勢である。

それにしても、近年の商事法の改正には質量ともに目をみはるものがあり、まさしく大立法時代の名に値するものと言える。著者が、実務から大学に転じた時期は、会社法と保険法の単行法化（商法典からの独立）とその規律内容の全面的見直しが行われた時期と重なる。こうした時期に、経済界の立場から立法にコミットするとともに、商事法の解釈に携われたのは、研究者冥利に尽きるものと言えよう。

本書では、初出論文につき、形式面を中心に必要最小限の修正しか加えていない。その執筆時点を取り巻く熱気の中かで書かれた各論考につき、大幅な修正を加えることは好ましくないと考えたからである。

私が商事法の研究に興味を覚えたきっかけは、40有余年前、京都大学法学部で、川又良也先生の商法演習に参加したことにある。経済＝企業の発展を支える法的インフラである商事法における立法と解釈のダイナミズムに魅了された。当時の京大では、上柳、川又、龍田の三教授が商法講座を担当されていたが、今日でも、各先生の名講義が眼前に蘇る。まことに恵まれた環境にあったものと言えよう。

恩師川又先生は、海商法現代化の実現とともに他界された。この論文集を、

先生の墓前に捧げたい。

本書は、立命館大学法学叢書第23号として刊行するものであり、出版助成を頂いた立命館大学法学会の皆様にご感謝を申し上げます。また、法学部共同研究室ならびに法学アカデミーの皆様には、刊行に際しご助力を頂き謝意を表したい。

法律文化社の舟木和久氏には、原稿を細かく見て頂き、大変お世話になった。記して謝意を表したい。

2021年新秋

著 者